

# 「学校における働き方改革推進プラン【改定版】」について

## プランの主な改定内容

### 改定内容 1 時間外業務時間の「上限時間」を設定【プランP25】

本プランにおいては、これまで「達成目標」を設定していましたが、さらにプランの取組による実効性を強化するために、国の指針を踏まえ、これを時間外業務時間の「上限時間」として設定します。なお、この「上限時間」は、県教育委員会規則において定めるものとします。

**<時間外業務時間の「上限時間」> 1月について45時間、1年について360時間**

### 改定内容 2 「教諭等」「副校長・教頭」に焦点を当てた重点取組事項【プランP25】

時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の割合は減少傾向にあり、一定の成果が見られたものと考えています。しかし、この区分に該当する「教諭等(中学校・高等学校)」、「副校長・教頭(小・中学校、特別支援学校)」の割合が2、3割程度見られます。この状況を踏まえた上で、時間外業務時間の「上限時間」の達成に向け、次の重点取組事項に積極的に取り組みます。

**<重点取組事項> 「教諭等」及び「副校長・教頭」の時間外業務時間が1月につき80時間以上の該当者0(ゼロ)に向けた取組をさらに推進する。**

### 改定内容 3 プランの推進に係る評価指標を設定【プランP26】

時間外業務時間の「上限時間」の達成に向け、「重点取組事項」及び「意識や行動の変容」に係る評価指標を定め、本プランの進捗状況を分析するとともに、取組の徹底・充実を図っていきます。

**<プランの推進に係る評価指標>**

設 問		(参考) 実績値	R3年度 目標値	R4年度 目標値
重点取組事項に係る評価指標	時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する「教諭等」の割合	(13.4%)	8.4%	3.4%
	時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する「副校長・教頭」の割合	(34.2%)	19.2%	4.2%
意識や行動の変容に係る評価指標	時間管理や健康管理を意識した仕事を行うことができますか。	(67.0%)	70.0%	75.0%
	ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができますか。	(59.7%)	70.0%	75.0%

### 改定内容 4 県教育委員会の取組の充実【プランP29～】

次に挙げる主な取組などをとおして、学校における働き方改革を更に推進していきます。

《県教育委員会の主な取組》

- 「学校における働き方改革推進プラン」の具現化のためのメッセージ(R2.3.19通知)に示した重点的に取り組む内容の更なる徹底を図ります。【関係各課】
- 研修会や会議、アンケートの調査等をオンラインを活用して実施したり、オンデマンドによる情報発信を行ったりすることで、事務作業など削減し、業務の効率化を促進します。【教育政策課】
- 心と体の健康に関する施策を推進するとともに、年休取得の促進に努めます。【財務福利課・教職員課】
- 統合型校務支援システムの導入やその効果的な活用により、業務の効率化を促進します。【義務教育課・高校教育課】
- 教職員の事務負担を軽減するためのスクール・サポート・スタッフや、多様化する問題に対応するためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。【教職員課・人権同和教育課】
- 管理職を対象に、教職員の組織管理・時間管理等のマネジメント能力を養成する研修を実施します。【教職員課】
- 「地域とともにある学校づくり」への転換を図るコミュニティ・スクールの導入を進めるとともに、地域学校協働活動の推進をとおして、地域全体で児童生徒の学びや成長を支え、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動を推進します。【義務教育課・高校教育課・生涯学習課】
- 教職員の部活動指導への負担を軽減するための部活動指導員の配置拡充とともに、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と働き方改革の両立に向けた取組の推進に努めます。【スポーツ振興課】